

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和8年(2026年)7月1日以降に公告を行うものから適用します◆

建設工事と同様に業務委託においても、労働者への適正な賃金水準の確保、また業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぐため、**最低制限価格の設定**を行います。

※最低制限価格が設定されるのは、市内に本店を有する業者を主にした**競争入札**によるもので、**設計金額が100万円を超える建設工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託**です。

○最低制限価格（調査基準価格）の設定を行います。

＜変更後の算定方法＞

直接測量費	×	100%	} ※算出後項目ごとに1円未満切り捨て
測量調査費	×	100%	
諸経費	×	50%	

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の60%に満たないものは予定価格の60%に、予定価格の82%を超えるものは予定価格の82%となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の60%～82%までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課 コンサル担当までお問い合わせください。

契約課 コンサル担当

048-922-1129(直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇測量業務委託の場合

①直接測量費：2,000,000円

②測量調査費：1,000,000円

③諸経費：2,000,000円

委託価格【①～③の合計額】：5,000,000円

●最低制限価格の計算方法

①×100%：2,000,000円 … (1)

②×100%：1,000,000円 … (2)

③×50%：1,000,000円 … (3)

(1)～(3)の合計額：4,000,000円

【項目がないときの例】

※〇〇測量業務委託の場合

①直接測量費：2,000,000円

③諸経費：2,000,000円

委託価格【①、③の合計額】：4,000,000円

●最低制限価格の計算方法

①×100%：2,000,000円 … (1)

③×50%：1,000,000円 … (2)

(1)～(2)の合計額：3,000,000円